

市民相談(11月分)

祝日・休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場 市役所1階市民相談室101・102

問 広報広聴課

TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予

(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記

▼司法書士※予

(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予

(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・11月の実施はありません。次回は12月1日(火)です。

▼行政書士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・11月の実施はありません。次回は12月1日(火)です。

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

引越サービスのトラブル  
引越業者が、以前の住まいからシーリングライトをはずして転居先に取り付けた際に、部品を壊した。2年しか使用していないので、新品購入費用を求めたが応じてくれない。

【解説】  
トラブル発生時の引越業者の責任の有無や修理対応・損害賠償などについては、契約約款に定められています。多くの引越業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」を使用しており、紛失や破損の場合は直接生じた損害を賠償することになっています。修理できる場合は修理対応が原則ですが、修理できない場合は引越業者が時価相当額で賠償することになり、購入時からの経過期間をもとに賠償額を算

消費生活センターだより

引越サービスのトラブル

【事例】

引越業者が、以前の住まいからシーリングライトをはずして転居先に取り付けた際に、部品を壊した。2年しか使用していないので、新品購入費用を求めたが応じてくれない。

出するのが一般的です。新品購入額ではありません。  
引越作業中および引越終了後は、すぐに荷物や家屋を点検し、荷物の紛失や破損に気付いた場合は早めに事業者に連絡しましょう。損害賠償の請求期間は荷物の引渡してから3カ月以内です。引越作業中や運搬中に荷物や家具の破損・紛失などが生じたときに備えて、引越業者のほとんどが保険に加入しています。どのような損害が賠償されるのか契約前に必ず確認をしましょう。  
〈引越サービスの注意点〉  
①複数の事業者から見積もりをとり、荷物の受取時間、価格、作業内容、補償範囲などを確認しましょう。見積もりは原則、無料です。内金や手付金は請求されません。  
また、契約前に無料の梱包用段ボールを受け取ると、契約しない場合に返送料を請求されたりするので、契

約前に受け取らないようにしましょう。  
②見積書や契約書には約款を含め重要な内容が書かれています。しっかりと読んで不明な点があれば説明を求めましょう。  
③標準約款では客側都合の解約料は引越日の3日前まで無料、前々日は引越料金の20%以内、前日は30%以内、当日は50%以内となっています。  
引越トラブルが生じないように、業者選びも含めて事前にしっかり内容の検討をしましょう。  
問 消費生活センター相談専用電話  
TEL 06・6998・3600  
時 午前9時~午後4時30分(平日のみ)  
消費者ホットライン(土・日、祝日)  
TEL 局番なし188  
時 午前10時~午後4時

毎月	場所	11月
第1木曜日	庭窪	5日
第2火曜日	北部	10日
第2木曜日	南部エリア	12日
第3火曜日	錦	17日
第3木曜日	東部エリア	19日
第4火曜日	八雲東	24日
毎月	場所	12月
第1火曜日	西部	1日
第1木曜日	庭窪	3日

時 すべて 10:00~12:00

場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会  
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)③各コミュニティセンター  
時 ①平日午前9時~午後5時30分②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり。ただし、休館日除く)  
備 当日直接  
問 守口市社会福祉協議会  
TEL 06・6992・2715

福祉の総合相談

個人市府民税のよくある質問

〜年の途中でほかの市区町村へ引っ越し(転出)した場合、個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住民登録をしている市区町村で課税されます。  
そのため、年の途中で守口市からほかの市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年からとなります)。

問 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

年末調整説明会

令和2年度年末調整説明会を次のとおり開催します。  
事前申し込みが必要ですので、電話またはメールにて問い合わせてください。

時 11月24日(火)午後2時~4時  
場 エナジーホール  
定 先着150人(事前予約制)  
問 門真納税協会  
TEL 06・6908・0631  
✉ kadoma@nk-net.co.jp

門真税務署からのお知らせ

年末調整に関する質問は、次のとおり電話による問い合わせをお願いします。  
▽一般的な質問  
税務署へ電話「1」を選択し電話相談センターでお受けします。  
▽来署による具体的な相談  
税務署へ電話「2」を選択し相談日時を予約してください。  
問 門真税務署  
TEL 06・6909・0181

ヒューマンライツ・フェスティバル2020

時 12月5日(土)午後2時  
(開場:午後1時30分)  
場 エナジーホール  
内 人権啓発作品(作文)入選者表彰式  
▽ひとり芝居 谷ノ上朋美「旅立ちの詩」彼女たちの羅針盤」  
定 先着200人(要事前申し込み)  
申 11月1日(日)から受け付け  
備 手話通訳・要約筆記あり  
問 人権室  
TEL 06・6992・1512  
備 その他、人権特設相談を午後1時~4時実施

「旅立ちの詩」彼女たちの羅針盤」



谷ノ上朋美

同窓会で久しぶりに再会した女性たち。乗り越えてきた人生の波の底に浮彫りになるさまざまなマイノリティの苦悩。  
容姿コンプレックス、虐待、LGBT、不妊などの悩みを抱え、世間の「普通とは?」「こうあるべき」とらわれて、人と比べてしまうという狭い穴から脱出したときに初めて気づく朝の光の優しさ、笑いと涙で紡ぎだす渾身の舞台!

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 ✉ Mori\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。  
▽仕事をしているのに市に報告していない  
▽財産があるのに、生活保護費を受給している  
▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている  
▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある  
▽自身の処方薬を他人に渡している  
▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない